

常勤役員報酬規程

平成13年11月30日制定

(総則)

第1条 電気設備学会の常勤役員に対する報酬及び退職金の支給は、この規程の定めるところによる。

(報酬の支給)

第2条 常勤の役員には、定款第16条に定めるところにより報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第3条 報酬は年俸とし、予算の範囲内で会長がこれを定める。

2 年の中途において、役員が就任または退任(死亡を含む。)した場合における年俸の額は月割り及び日割り計算による。

(報酬の支給日)

第4条 年俸は、月割りで支給する。

2 年俸の月割り額の支給日は、職員給与規程第3条の規定による。

(通勤手当の支給)

第5条 常勤の役員には、報酬の他に通勤手当を支給する。

(退職金の支給)

第6条 常勤の役員が退任(死亡を含む。)した場合には、別に定めるところにより退職金を支給する。

(その他)

第7条 この規程の実施に必要な事項については、会長が別に定める。